

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成30年度第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会に関する事務の開始（児童家庭課） 審議依頼事項 ・ 印鑑登録証明事務、住民基本台帳事務、戸籍事務及び個人市県民税賦課事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合（市民課、課税課） 報告事項 太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の施行に関する事務の開始（環境保全課） 都市計画提案手続に関する事務の開始（都市計画課） 土地区画整理事業の施行準備に関する事務の開始（都市整備課） 固定資産税・都市計画税賦課事務の変更（課税課） 難病療養者見舞金に関する事務の変更（生活支援課） 被爆者健康管理見舞金に関する事務の変更（生活支援課） 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務の開始（障がい者支援課） 野田市体験就労による介護職就労奨励事業に関する事務の開始（高齢者支援課） 行政組織等の見直しに伴う野田市の魅力発信事業の実施に関する事務ほか71事務の変更（企画調整課ほか7課） 2 野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の一部改正について（公開） 3 諮問事項 行政文書開示請求拒否決定に対する審査請求について（非公開）
日 時	平成31年3月29日（金）午前9時30分から午後1時30分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
欠席委員氏名	秦野 幹夫
事務局等	実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、渡邉 宏治（総務課長）、寺門 洋行（総務課長補佐）、高谷 亮介（総務課庶務係主任主事）、須田 光浩（児童家庭部主幹兼児童虐待再発防止担当）、渡會 真奈美（市民課長補佐）、柿沼 博明（市民課受付係長）、杉谷 健次（課税課長補佐）、榎本 由香梨（課税課税務係主

	任主事)、坂齊 和実(環境部次長兼環境保全課長)、小島 修次(環境保全課環境保全係長)、渡邊 一雄(都市部参事兼都市計画課長)、鈴木 充(都市計画課計画係長)、池澤 孝之(都市整備課長補佐)、沖田 真弥(都市整備課区画整理係主任主事)、染谷 尚之(生活支援課長補佐)、工藤 隆利(生活支援課社会係長)、小林 智彦(障がい者支援課長)、伊原 誠宏(障がい者支援課障がい者福祉係長)、大月 聡(高齢者支援課長)、鈴木 智子(高齢者支援課高齢者支援係主任主事)、大久保 崇雄(行政管理課事務管理係長)事務局 佐賀 忠(総務部長)、渡邊 宏治(総務課長)、寺門 洋行(総務課長補佐)、高谷 亮介(総務課庶務係主任主事)
傍 聴 者	0 名
議 事	
平成30年度第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果(概要)は、次のとおりである。 1 個人情報取扱事務について(公開) 報告事項 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会に関する事務の開始(児童家庭課)担当者から概要の説明を受けた。 遠藤委員 収集項目の「要配慮個人情報」の最後に「犯罪関係」と書いてあるが、これは、収集先としては警察を想定しているのか。 須田主幹 今回の事件につきまして、あらゆる側面から情報の方を頂きたいということから、犯罪等を含めましても、警察等からの情報も合同委員会の中で求められれば、聴取していくことになります。 遠藤委員 警察が情報を開示するということはないと思う。捜査の秘密があり、警察による開示は難しいのではないか。 今村副市長 犯罪関係については、警察はオブザーバーで参加していますが、遠藤委員が今おっしゃったように、一般に公表する以上のことはたとえ起訴されても合同委員会に求められても、当然、出せるものではないでしょうし、また、頂くことはできないので、この犯罪関係っていうのは、削除させていただきたいと思います。 遠藤委員 上記以外の項目で、「本籍・国籍」というのがあるが、これは合同委員会が収集する情報として必要なのか。 須田主幹 報道されているとおり、当該事件につきましては、野田市に来る前に他県にいたということですから、過去の所在を戸籍の附票により確認することも今後あるかも知れないということで、本籍を記載したところです。 遠藤委員 それは、「住所」であり「本籍」ではない。 今村副市長 実際、本籍は把握していないため、削除させていただきます。	

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿を2点修正して承認してよろしいか。

(異議無し)

審議依頼事項

- ・ 印鑑登録証明事務、住民基本台帳事務、戸籍事務及び個人市県民税賦課事務に係る実施機関以外のものとの電子計算機結合(市民課、課税課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 野田市では、来年の1月6日から運用開始ということだが、現時点で既に運用を開始している市町村はあるのか。

柿沼係長 県内54自治体中、既に23自治体で実施しております。

遠藤委員 そうすると、5万4千くらいあるコンビニでは、既にこのキヨスク端末というのは、置いてあるということなのか。

柿沼係長 既に設置されています。

遠藤委員 私は意識して見たことがない。

渡會課長補佐 コンビニエンスストアにコピー機が置いてあるかと思うのですが、それがキヨスク端末です。その端末の行政サービスの利用のボタンを押して進めるようになっております。

遠藤委員 コピー機だったら、他人の目に触れず手続きができるようにするというのは難しいのではないか。

柿沼係長 タッチパネルが上を向いており、他の方面から見にくいような画面構造になっております。

遠藤委員 市民課窓口でキヨスク端末を設置するというが、これもやはりコピー機なのか。

柿沼係長 今のところ市民課に置くものは、行政サービスのみを使用できるようにする考えです。

遠藤委員 当然窓口カウンターの外に設置するということだと思うが、窓口で交付申請する事務も今までどおり並行して行うということで良いか。

柿沼係長 そのとおりです。

遠藤委員 セキュリティ対策のところの発行される証明書に施されるセキュリティ対策のイとウが分からない。証明書の裏面を読み取るためのスキャナーを持っていない場合は、どうするのか。また、問合せサイトというのは何か。

柿沼係長 問合せサイトというのは、インターネット上にJ-LISが運営するサイトで、証明書の裏面を読み取って、そのサイトを通じて、証明書が真正なものを問合せするというものです。バーコードを読み取る機器のような読み取るための専用の機器がありますので、それを使って確認します。

遠藤委員 その機器はどこにあるのか。例えばキヨスク端末のところに付属されてい

るのか。

柿沼係長 いえ、付属されているものではありません。機器はパソコンに接続する形になっております。

遠藤委員 買わなくちゃならない。

渡會課長補佐 セキュリティ対策につきましては、個人の方がされるものではなく、提出を受ける事業所さんとか、公共施設、そういったところが備えるセキュリティ対策になります。スキャナーを購入して、裏面の画面を読み取って確認するという作業になります。総務省の方からコンビニにおいて取得された証明書の提出を受けた場合は、そのように確認するという通知も出ております。そのようなことで、個人の方がスキャナーを買うようなことは必要ないように思います。

遠藤委員 発行された証明書がコンビニのキヨスク端末から発行されたものであるということは、証明書自体から分かるのか。

渡會課長補佐 一般的に役所の方で発行されている証明書というのは改ざん防止用紙というものを使っておりまして、印刷面自体に模様が入っておりまして、印刷をするとコピーという文字が入るような形になっております。一方、コンビニで交付されたものは普通の白い紙が使われておりまして、表面は普通の白い紙に印字された状態、裏面には改ざん防止処理が施されます。その部分を買求めたスキャナーで読み取っていただく。本物は「証」という字が浮かび上がりまして、コピーされたものはその画像が見えないような形になっております。それで、本当かどうか確認することになります。

遠藤委員 どういう場面で確認するのか、一つ例を教えてください。

柿沼係長 法務局の方に登記をする際に、住民票を提出する必要がありますが、コンビニ交付により取得された住民票の場合は、先ほどの方法で確認しなさいという通知が出ております。

遠藤委員 法務局の担当者が確認するということか。

柿沼係長 そうです。

渡會課長補佐 市役所の内部のことを申し上げましても、手続の際に戸籍謄本の添付を求めることがあり、提出を受けた市役所側でも、そういった確認をすることがあります。市役所側もそういったスキャナーを導入していくよう今後調整していく予定です。

松本委員 セキュリティの のオ「万一取り忘れがあった場合は、コンビニ事業者の従業員が対応し、原則遺失物として所轄の警察署に届出を行う」とあるが、この届出の期間は、決まっているのか。忘れ物に気が付いてコンビニに戻ったら、もう警察署に届け出られているというのがあると、曖昧だと困ると思うが。

渡會課長補佐 キヨスク端末での遺失物の取扱いですけれども、一般的には拾得してから1週間以内に警察署に届けるというものがございます。ただし、今回のマイナンバーカードにつきましては、その一般的なものと同等に取り扱うというのはちょ

っといかがなものかと感じております。この点について、コンビニ業者の考えもあるかと思いますが、市役所としましては、万が一そういうことがありましたら、速やかに警察署にお届けいただきたいということで協力を働き掛けたいと考えております。

須賀会長 市役所に連絡をして、市役所に送るということはないのか。全て遺失物として警察書に届出するというのか。

渡會課長補佐 そうです。遺失物として届けるということになっております。

遠藤委員 住民票、印鑑登録証明書等は、窓口申請とキヨスク端末を利用しての申請とどのぐらいの割合になると予想しているか。

柿沼係長 県内でも、既にコンビニ交付サービスを実施しているところがありますので、そこを参考にさせてもらいましたが、住民票と印鑑証明書で全体の3.27%ということで、31年度は3か月で住民票が540件、印鑑証明書が360件ということで予測しております。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ審議依頼書及び変更届のとおり承認してよろしいか。

(異議無し)

報告事項

太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の施行に関する事務の開始(環境保全課)

担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 地域住民や近隣関係者への説明会の開催というのは任意か。

坂齊次長 説明会の要望があった場合については、説明会を実施するという形になっております。太陽光発電ですので、比較的、未利用地とか、そういった住民があまり住んでいないところでの事業になりますので、要望があった場合については説明会を実施し、それ以外の場合は看板を設置して周知を図るという形です。要望があったらということで申しておりますが、当然野田市の方でも周知を図って、太陽光の事業があるという話になれば、市の方から事業者に対して説明会の開催を要請するということもあります。

今村副市長 地元自治会等には、説明会を要求することも可能ですよという周知を事業者任せではなく、事前にしっかりやります。

須賀会長 要望というのは、地域住民からのということか。

坂齊次長 事業区域に入っている自治会の居住者からの要望と、それと事業区域の50メートルの土地所有者からの要望ということになります。

高橋委員 私の家の方でも太陽光発電をやっているところが多い。農業をする人が少なくなっているので、畑の上でやっているようだ。規制の対象となる事業というのは、野田市ではどのくらいあるのか。

坂齊次長 農地転用ということでは、小規模なものについては、農業委員会からの報告ですと、31年1月現在で112件。トータル的には500件以上のそういった小規模な農地転用が行われているというふうに聞いております。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

都市計画提案手続に関する事務の開始(都市計画課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 収集項目の要配慮個人情報の「犯罪関係」、上記以外の項目の「本籍・国籍」、これはこの事業に必要な情報なのか。

渡邊参事 都市計画法施行規則の中に「役員が禁錮以上の刑に処せられ、その刑を終わり、又は執行を受けなくなった日から5年を経過していないものは、こういう者を役員にしてはいけない」との旨が書かれておりますので、これを確認するため、収集させていただきます。

遠藤委員 収集先はどこからか。

渡邊参事 本人から「私はそういう者ではない」という誓約を頂きます。

遠藤委員 本籍・国籍はどうか。

鈴木係長 本籍につきましては、提案の際に提出していただく身分証明書、これは、破産者でないことを証明するものですが、この中に本籍の記載がございますので、そういった意味でこちらのチェックをさせていただいております。

遠藤委員 「成年被後見人・被保佐人・破産者でないことを証する書類」はどこから収集するのか。

鈴木係長 こちらは身分証明書とそれからあと法務局の方で発行する登記されていないことの証明書、この2種類ありますけども、こちらを全て提案者の方に用意をしていただいて提出していただくということになります。

遠藤委員 身分証明書とは何か。

鈴木係長 本籍地の市区町村が発行する証明書で破産者でないこと、成年被後見人等の後見の登記を受けたことに関する通知を受けていないこと証明する書類です。

遠藤委員 法務局と市区町村とでは、どちらか一方の証明を受ければ十分ということか。

鈴木係長 法務局の方は「登記されていないことの証明書」というものです。一方、市区町村の身分証明書というのは、法務局において登記をされますと、本籍地の市区町村に通知が来ます。その通知を本籍地として受けていないということを証明する書類です。これら二つをセットにして提出して初めて情報として完成することになります。

遠藤委員 法務局の証明書があれば十分な気がするが。

須賀会長 成年被後見人の実務上、市にも通知があるということか。

鈴木係長 成年被後見人法務局の方で登記簿に登録をされると、その旨の通知が本籍地に送られてきます。その通知を市は受けていないということの証明書が身分証明書です。

遠藤委員 あくまでもそれは法務局が裁判所から連絡が来れば登記する。裁判所からの連絡がなければ登記がない。そうすると法務局が登記はありませんと証明したら当然市町村に通知があるわけがない。だから、どちらか一方で良いような気がするが。

鈴木係長 成年後見制度が始まる前の「禁治産者」の関係では、登記というものはありませんでしたので、場合によっては市町村だけが把握しているものになります。禁治産者でない、準禁治産者でないという部分の証明まで含めるとなりますと、法務局の方のデータだけでは足りません。市町村の方でしか、禁治産者、準禁治産者に関しては把握しておりません。

遠藤委員 そうしたら、収集項目にそれを書かなければならないのでは。成年被後見人と禁治産者というのは、言葉が違うから。

鈴木係長 ただ書類として、身分証明書という書類に一括されますので、破産者に関する部分の証明となると、法務局では把握していませんので、この部分については、市町村の身分証明書が必要になってくるという形です。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

土地区画整理事業の施行準備に関する事務の開始(都市整備課)

固定資産税・都市計画税賦課事務の変更(課税課)

2件を一括して担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 収集先に「他の官公庁」とあり、「管轄する登記所」というのがあるが、これはここに書く必要がないのではないかと思います。なぜかと言うと、登記所が保有している登記情報、土地や建物の証明書は公開されているものなのだから、個人情報保護審議会で審議する話ではないと思う。だから、これは不要ではないか。

高谷主任主事 登記所から収集する情報については、確かに公の情報です。しかしながら、本人以外から収集することに間違いないので、他の官公庁にチェックさせていただいております。この事務においては、個人情報の収集の在り方として、本人から収集するものと、公の情報ではございますけれども、登記所から収集するものがあるということで整理をさせていただいた上でチェックをしております。

遠藤委員 実務として、市民課や課税課からもらう情報で足りるのではないか。わざわざ法務局から登記情報を取り寄せる必要性まであるのか。

池澤課長補佐 最初の段階ですと、最新の権利者の情報を調べなければなりませんので、登記所の方から情報を入手させていただいて、その中で例えば連絡が取れないとか、そういった場合は、課税課等から情報を頂くという手続になっております。

遠藤委員 分かりました。ただ、「管轄する登記所」を入れる必要はどうか。この審査会であれこれ言う話じゃない。仮に、管轄する登記所から登記情報をもらいますよってというのは登記簿上に書かれていなくても、自由に収集して良いのではないか。

高谷主任主事 登記簿を取ったら駄目ということでは全くありません。本人以外からの収集自体に根拠があれば良いのですが、市民に対して個人情報の収集の流れをお知らせするための登録簿への記載は必要です。

渡邊課長 登録簿の作りとして、収集先を書くような形になっておりますので、様式上は入れさせていただきたいと思います。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿を承認してよろしいか。
(異議無し)

難病療養者見舞金に関する事務の変更(生活支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 見舞金を援助金に変更するという意見があった、と説明がありましたが、どういうところからの意見であったのか。

染谷課長補佐 「事務事業見直し」という市内部の検討の中でそういう意見がありました。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ変更届を承認してよろしいか。
(異議無し)

被爆者健康管理見舞金に関する事務の変更(生活支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ変更届を承認してよろしいか。
(異議無し)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務の開始(障がい者支援課)

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 「日常生活用具」というのは何か。

小林課長 具体的には、歩行するための装具や、頭部を保護するための帽子、吸引器やストーマ装具などでございます。

松本委員 この給付を受けるには、所得制限があるのか。

小林課長 この制度は、所得制限というよりも、所得によって自己負担額が変わるという制度でございます。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
(異議無し)

野田市体験就労による介護職就労奨励事業に関する事務の開始（高齢者支援課）
担当者から概要の説明を受けた。

松本委員 対象者は40歳以上とあるが、上限はあるのか。また、男女の別はあるのか。

大月課長 ありません。

高橋委員 ある施設の方がボーナスの時期が怖いとおっしゃる。ボーナスをもらって辞めていく人が多いからだと言う。実際施設を何か所か回ってみると、この人ここにいた人じゃないよねっていう人が違う施設に動いている。この事業で少しでも多くの人が働いてくださると良いのだが、何か大分不足しているみたいで困っているという話は聞いている。市の施設も民間も不足しているということか。

大月課長 はい。特に、介護福祉士など、資格のある身体介護ができるようなそういう職員ももちろん不足しているのですが、ホームヘルパーというのも、もっと足りません。あとケアマネージャーさんも。その三つが本当に不足している状態が実情です。今高橋委員がおっしゃったように、こっちの施設で勤めてたけど、条件が良いからあっちに行ってしまうっていうのは、聞いたことはあります。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ登録簿のとおり承認してよろしいか。
（異議無し）

行政組織等の見直しに伴う野田市の魅力発信事業の実施に関する事務ほか71事務の変更（企画調整課ほか7課）

担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 何か意見等あるか。なければ変更届のとおり承認してよろしいか。
（異議無し）

2 野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の一部改正について（公開） 事務局から説明を受けた。

遠藤委員 2項の（2）「死者の医療及び介護に関する情報であって、父母、配偶者及び子が請求するもの」の中で、市が持っている医療の情報及び介護の情報というのはどのようなものか。

高谷主任主事 一例を挙げますと、介護保険課において保有している介護認定の記録の中に、「医師による意見書」というのがあり、「認知症が進んでいる」などの情報が書き込まれていたりします。こうした個人情報を何に使うかということの一例として、そういった状況のお母さんを介護するために仕事を辞めたということを説明するなどが考えられます。

遠藤委員 それがないとは言わないが医療だったら病院とか医院とか、そちらの方に情報請求する方が早いし詳しいだろうし、介護施設とかそちらの方に請求する方が早いと思う。

須賀会長 遠藤委員、慰謝料請求との関係はどうか。

遠藤委員 問題ないと思う。摘要の第1項の(2)と(3)は分かりにくいかもしれないが、例えば交通事故で亡くなった方がいると、亡くなった方固有の慰謝料と親族の慰謝料と、二本立ての慰謝料が理論的には考えられるということで問題ない。

須賀会長 ほかに何か意見等あるか。なければ改正案を承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 以上で第10回野田市情報公開・個人情報保護審査会の公開部分の議題を終了する。

以上